



都連青年部通信

部落解放同盟東京都連合会 青年部
2022年1.2月号

雇用相談のお知らせ

※緊急の場合はいつでも対応します。労働に係る生活相談等お困りごとがありましたら気軽に相談ください！！

◆内容:

国と都の専任の担当者が仕事探しの手伝いをします。

- ①就職や仕事探しのサポート
- ②職業訓練や非正規から正規へのキャリア・アップの相談
- ③失業・求職時の居住や生活費などの生活相談・支援

◆費用:無料

◆問い合わせは各支部へ！

— 狭山事件の再審を求める東京集会 —

日時 2022年2月28日(月)18:00開会

開催方法 台東区民会館9階ホール+オンライン開催
(Zoom(100名まで)+YouTube限定配信)

講演「第3次再審闘争の勝利に向けて～
事実調べを実施させるために～」

*狭山青年共闘会議のアピールもあります

オンライン参加要請

オンライン参加を希望する方は、視聴用のURLを前日(2月27日)までにお送りしますので、下記メールアドレス宛に参加申し込みしてください。

●メールアドレス blkondo@yahoo.co.jp

- ①狭山東京集会参加申込と「件名」に記入してください。
- ②視聴方法:YouTubeで視聴するか、Zoomで視聴するか、どちらかを選択してお知らせください。(YouTube(ユーチューブ)の方が接続は簡単です。ただ質問などはできません。)
- ③所属(団体名)とお名前を記入してください。

～都連青年部部員 募集～

都連青年部は、青年の立場で部落完全解放、
差別のない人権確立社会を目指し、活動しています。

現在、都連青年部は、部員減少などにより厳しい状況に置かれています。一方で、地方部落出身者や同盟員ではない部落出身者らとの関係を構築しつつあります。そんな、彼ら彼女らと一緒に青年部活動を行なうことが出来れば、都連青年部にとって大きな励みとなり、解放運動の活力になります。点と点、個と個を結ぶ都連青年部を目指します！！

部員には、青年部通信や学習会等の案内を配信すると共に、学習会や集会にも一緒に参加していただけます。一緒に活動したり、悩みを共有できる仲間が増えたら幸せです！！

詳しくは、都連(岸本)にお問合せ下さい！！



問い合わせ

〒111-0024

台東区今戸2-8-5 東京解放会館内

Mail: torennseinennbu@gmail.com

TEL 03-3874-7311

担当:岸本

～ 狭山青年共闘会議 代表者会議学習会報告 ～

狭山青年共闘会議は、都連青年部と労働組合青年部の有志で結成されました。狭山事件の再審を開始させ、石川さんの見えない手錠を外すため、情宣行動や学習交流会を開催し、狭山事件、差別・人権問題の学習会やFWをおこなってきました。

この間、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で様々な取り組みが中止・延期になっていました。そんな中でも取り組みを後退させるわけにはいかないと、継続して開催してきた代表者会議内で「プチ学習会」をおこない、それぞれの組織の実態や課題、取り組みなどを共有し、学習交流会再開におけた土台作りと、組織内の研修や活動にいかしていこうと議論を重ねました。

その第1回を2021年6月17日におこない、「清掃差別について」をテーマに清掃労組青年部から報告を受け、差別をなくしていくにはどうすればよいかなど議論しました。



第1回プチ学習会「清掃差別について」

一 差別の実態や取り組み 一

- ◆集荷日でない種類のゴミが出されていたので、指定の曜日に出す旨のシールを貼って残したところ、「持っていけ！クソゴミ屋」と袋に紙を貼られた。
- ◆環境学習で、子どもから「この仕事をして結婚できるんですか？」と質問がでた。親や身近な人、教育によって子供がそういうイメージを持つてしまうのではないか。
- ◆清掃工場で「ゴミ屋共は全員『えた非人以下のムシケラ』『クズがゴミ取ってどーする？ボケェ』（笑い）」という差別落書。また、この差別落書き事件にとりくんでいる最中に、別の清掃工場で「ゴミ屋は えた非人以下のムシケラ」と差別落書。
- ◆事業所のトイレで「ぶらくにかえれ」という差別落書が発生し、連続して計3カ所で同様の内容が発見される。また、どのような内容の差出人不明の投書。
→泣き寝入りせずに差別糾弾闘争に立ち上がった。その後、東京清掃局（現在の環境局）との話し合いの結果、局としての取り組みが進められてきたという経過がある。
- ◆人権交流会でインドに現地の清掃現場を視察。インドでは、清掃職場をカースト制度（身分制度）により、身分の低い人たちがやっている。そもそもカースト制度自体が差別であるが、その実態は胸が苦しくなるものだった。

一 今回清掃差別について考えてみて 一

自分もそうだったように世間一般的に清掃という仕事はやはり印象という部分はずっとあるんだと思った。大半の人はそこに悪意などなく本当に印象・想像で差別につながるような言動をしてしまっていると思う。研修でもやったが、部落差別が清掃差別にもつながってしまうことを今回大いに知れた。これから活動を通して差別をなくすために自分がどのような行動をしていかなければいけないのかをしっかりと学ばなくてはならない。

この報告を受け、議論をおこないました。その中で「「ゴミ屋」という言葉について、これまでの研修で、差別用語として使われてきて、それをなくすための労働運動がおこなわれてきているのは知っているが、自分たちの世代はそう感じないのではないか。「ゴミ屋さん」と声を掛けられることもあるが、相手にも悪意はないだろうし、自分たちも感じない。」という意見がでました。「確かに個別に判断する必要はあるが、差別用語として使われてきた言葉をなくそうという取り組みがあって、それがなくなっていないこと。また、当時の世代の人がそう呼ばれた時にどうとらえるかということも考える必要がある」

「のではないかと」と、そういった側面についても議論がなされました。

また、差別をなくすために、作業中は身だしなみをきちんとする、言葉遣いに気を付けるなどの意見が出たときに、「差別というのはいはされる側ではなくする側に問題がある。ある意味、当たり前に行為がある属性の人たちだけ許されないのが差別でもある」という意見もだされ、全体で共有できました。

第2回フキ学習会「部落差別について」

第2回を2021年7月28日におこないました。都連青年部より「部落差別について」をテーマに被差別部落形成のルーツやとりくみの報告をおこない議論しました。

一 部落差別とは 一

- ◆「被差別部落」出身、居住しているなど被差別部落にルーツを持つ人たちに対する差別
→就職時や結婚時などに部落出身という理由で断られたりするなど
- ◆中世(鎌倉時代の始まり1185年～室町時代の終わり1573年のおよそ400年間)までさかのぼるルーツ(様々なルーツがあるが、今回は関東の代表的なもの)
- ◆屍牛馬処理など、中世以前からあった役割や生業がいつしか穢れたものとして扱われる
- ◆江戸時代(徳川幕府1603年～)ごろから、差別対象としての側面が強くなる。
職業 = 居住地 ⇒ 今の土地をもとに差別する意識の土台
- ◆解放令 1871年(明治4年)「穢多非人ノ称ヲ廢シ身分職業共平民同様トス」
→ 一見すると身分制度・差別の廃止を布告したもの しかし・・・
・壬申戸籍の身分欄に「新平民」 → 依然として残る差別
・差別をなくすためではなく、「臣民」として税金などを徴収するため

一 部落解放運動のはじまり 一

- ◆全国水平社創立 1922年 部落民自身が差別をなくすために声をあげる
→差別の原因はされる側ではなく、する側にある
・第二次世界大戦に突き進んでいく混乱の中で1度消滅
→ 戦後、再結集し、その後、今の部落解放同盟へ
- ◆部落地名総鑑事件 1975年発覚
・部落地名総鑑とは、全国の被差別部落所在地などが一覧に記された差別図書全般
・就職差別や結婚差別に利用される
→全国的な糾弾の展開 同和問題企業連絡会や人権啓発企業連絡会などの発足
公正採用選考制度など、企業・行政との共同の取り組み
・2016年には、「部落地名総鑑の原点」と称して、現在地名など編集が加えられた書籍のデータがインターネットに
→部落解放同盟が裁判闘争として取り組む。(2021年9月27日に地裁判決)

報告をうけ、議論する中で、部落差別の「現状」についても意見交換しました。確かに、生活環境の改善や教育、法制度により日常的に露骨な差別にさらされることは少なくなってきたと言えます。しかし、人権意識調査などで部落を忌避する意識/就職時や特に結婚差別はまだまだ残り続けている/「見なされる」差別/ネット上には差別書き込み・差別情報がはびこっている(血が穢れている、怖いところ・人、もう差別はない・・・)など、日常では見えにくくなっているだけで、まだ差別がなくなっていないこと、また、ネット上の差別など新たな形態の差別が深刻であることなど報告がありました。

最後に、あらゆる差別の根源は、社会的構造・意識でつながっている。だからこそ多くの人・団体と相互理解、連帯しながら、あらゆる差別の撤廃におけた運動が必要だということ全体で確認できました。

第3回フチ学習会「狭山事件～狭山現地調査に向けて～」

第3回フチ学習会を2021年9月10日に行ないました。狭山青年共闘会議の代表者会議で後々「狭山現地調査に行きたい」などの意見があったこともあり、狭山第3次再審請求の闘いが大詰めを迎える中、改めて、「そもそも狭山事件はどのような事件か、狭山現地調査では何をするのか」を中心に都連青年部から報告し、学習しました。以下、学習会の内容の一部を掲載します。

一 狭山事件とは 一

- ◆狭山事件は、**部落差別によって、被差別部落に住む青年が殺人事件の犯人にされてしまった冤罪事件**です。
- ◆1963年5月1日、女子高校生誘拐事件が発生。その夜に身代金を要求する脅迫状が届けられる。⇒5月3日、警察は身代金を受け取りに来た犯人を取り逃す。4日、女子高校生は遺体で発見。⇒警察は、「部落民ならやりかねない」という予断と偏見で市内にある2つの被差別部落に見込み捜査を行ない、5月23日早朝、当時24歳だった石川一雄さんを別件で逮捕した。⇒石川さんは無実を訴え続けたが、保釈直後の再逮捕や拷問のような取り調べの中で、「10年で出してやる」「兄を逮捕する」といった警察の脅迫・偽計・誘導によって、**ウソの自白**をしてしまい、7月9日に起訴される。⇒1審では、わずか半年の裁判で死刑判決を言い渡され、警察に騙されたことを知った石川さんは2審第1回公判で無実を訴える。⇒しかし、**1974年10月31日に無期懲役の判決(寺尾判決)**を言い渡される。⇒その後、再審請求の闘いへ移っていく。⇒石川さんは、第2次再審請求中の1994年12月に仮出獄し、31年7ヶ月ぶりに狭山に戻る。⇒石川さんは闘い続け、1996年に支援者であった早智子さんと結婚。⇒以来、二人三脚で全国を駆け回り、無実・再審開始を訴え続けています。



【参考】都連 HP 狭山事件関係年表

http://blitokyo.net/siryou/sayama_jiken/nenpyou.html

一 狭山現地調査とは 一

- ◆再審請求では、確定判決の判断に疑問がないかどうかを審理します。狭山事件の確定判決である寺尾判決は、石川さんの自白は客観的証拠と矛盾していないと認定しています。
- ◆狭山現地調査は、**寺尾判決が認定した事件当日の犯行の筋書き(石川さんの自白)に沿って実際に現地を歩き、寺尾判決に疑問や合理的疑いがないのかを調査するものです。**

自白による犯行の筋書き

1. 動機・脅迫状作成(4月28日)
2. 出会い・連行(5月1日)
3. 雑木林での殺害
4. 死体運搬・逆さづり
5. 脅迫状を届ける
6. 身代金を取りに佐野屋脇の畑で待機(5月2日)
7. 盗品の処分

真実の行動

- ・5月1日
西武園(遊園地)⇒東莫会館(パチンコ)⇒入間川駅(現在の狭山市駅)⇒旧役所方面へ歩く⇒八百三(金子やおや)⇒新井たばこ店⇒入間川小学校の「月見」で小休憩⇒荷小屋で雨宿り⇒石川さんの家
- ・5月2日
起床から朝10時頃まで犬小屋をつくる⇒午後から友人と入間川の映画館へ⇒18時頃に家に帰る(兄以外はみんな家にいた)⇒22時頃に自分の部屋で寝た

報告をうけ議論する中で、私たち青年にできることは、1人でも多くの人、特に狭山事件を知らないであろう若い世代に石川さんの無実を伝え、狭山事件という部落差別による冤罪事件をまずは「**知ってもらおう**」、「**興味を持ってもらう**」ことが大切で、そのためにも、5.23と10.31に合わせて行なっている上野駅前での情宣行動などの取り組みが重要であることなどが再認識できました。